

犬・猫の適切な飼い方について函南町からのお知らせです

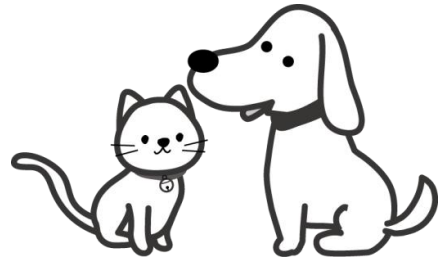
平成 29 年 4 月
函南町環境衛生課

1 猫の飼い方、野良猫への餌やりについて

最近、静岡県東部地域では、猫の飼い方や餌やり等によるトラブルが非常に多く、函南町でも多く苦情が環境衛生課へ寄せられています。

(1) よくある苦情

- ・ 鳴き声や敷地内への糞尿と悪臭で迷惑している。
- ・ 野良猫が屋敷内に子供を産んで困っている。
- ・ 子猫が捨てられている(ペットの遺棄は犯罪です)。
- ・ 餌やりしている人に注意したいがトラブルが怖い。



(2) これらの苦情の主な原因

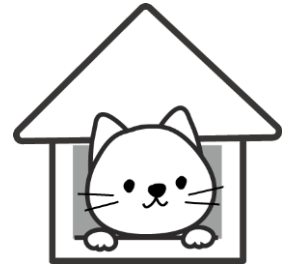
- ・ ペットとして猫を飼育しているが室内での完全飼育をしていない。
- ・ 去勢や避妊をしていない。
- ・ 野良猫に餌やりをしてその場に居つかせてしまう。

(3) 猫の飼い方の注意すべきポイント

- ・ 猫は屋内で飼育しましょう

動物の苦手な人やアレルギーのある人もいます。

また、迷子や交通事故、さらには感染症から大切な猫を守ることもつながりますので室内飼育をお願いします。



(4) 無責任な餌やりは、地域の糞尿被害や野良猫の増加につながります

ア 地域の理解を得ていない無責任な餌やりはトラブルの原因となり、猫自身をも不幸にしてしまう事があります。

イ 町では野良猫に限り去勢、避妊手術に関する補助を行う TNR 活動を推進しています。

※TNR 活動：野良猫を捕獲 (Trap) し、不妊手術 (Neuter) をして、元の場所に戻す (Return) 事で繁殖を防止し「地域の猫」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や殺処分の減少を目的とする活動です。

2 犬の飼い主の義務とマナーについて

狂犬病予防法では、1年に1回狂犬病の予防注射を義務付けています。

狂犬病は犬、猫、こうもり、ハクビシン等の哺乳動物全てが感染源となり感染した動物の唾液からウィルスが動物や人の体内に侵入し、発症すれば治療法が無く死に至ります。よって、飼い犬に狂犬病の予防注射を摂取することで、犬への感染を防ぎ、人への被害を防ぐことができるため、日本でも万が一狂犬病が侵入した場合に備えて飼い犬への狂犬病予防注射を義務付けています。

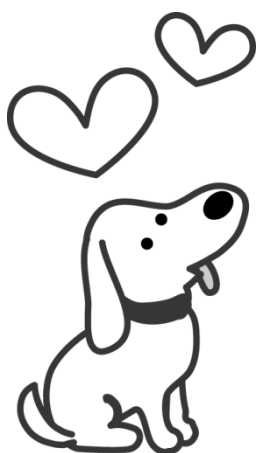
(1) 狂犬病予防法では犬の飼い主に次のことを義務付けています

- ・生後 90 日以降の犬を飼い始めたら 30 日以内に市町に登録の手続きをする。
- ・1年に1回狂犬病の予防接種を行う。(市町が行う集団予防接種、又は動物病院)
- ・犬の鑑札と予防接種済票を装着する。
- ・飼っていた犬が死亡した時は死亡届、引越した際には転出届が必要で。

(2) その他のマナー

- ・散歩時はリードを使い、犬の糞や放尿の後始末はマナーとして必ず行いましょう。
- ・災害時や迷子等備えて、迷子札やマイクロチップを装着する事も有効です。
- ・飼い始めたら途中で捨てることなく、最後まで責任を持って飼いましょう。

高齢、病気、引っ越しなどの理由で飼えなくなったり、犬や猫のことでお困りでしたら、保健所や町の他、動物愛護ボランティアとして活動している団体に相談する方法もあります。



問合せ先

函南町役場 環境衛生課 979-8112
静岡県東部保健所 衛生薬務課 920-2102

その他

犬や猫がいなくなってしまった場合や
迷い犬・猫を保護した情報は上記問合せ先と
三島警察署 会計課 981-0110
にもご連絡をお願いします。